

要望内容

消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について検討する。

要望の必要性

- ・現在、社会保険診療や介護保険サービスは高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされている。
- ・一方、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の仕入れに係る消費税については課税扱いであるが、実際には、社会保険診療報酬及び介護報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。
- ・しかしながら一部の医療機関等から、社会保険診療報酬等による消費税部分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されていない状態になっているとの指摘がある。
- ・社会保障・税一体改革成案において、「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされたことを踏まえ、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療等に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、消費税のあり方について検討していくことが必要である。